（参考様式（C様式））

長期優良住宅認定申請　各種基準確認書

三重県が所管する区域に建築するものを本確認書の対象とします。
県内の県以外の所管行政庁が所管する建築物の基準は各所管行政庁にご確認ください。
※本様式の記載項目は一例であり、審査において、他の事項の追記(配置図に区域を記載等)をお願いすることがあります。

0. 確認対象建築物

申請者氏名	
建築物の所在地	

1. 居住環境基準への適合状況

	認定制限のある区域	区域の内外	区域内の場合 基準適合状況又は許可等状況	確認方法 （方法と担当部署名）
○	都市計画施設の区域 （都市計画法第4条第6項）	外		方法： 部署名：
○	地区計画の区域 （都市計画法第4条第9項）	内 ・ 外		方法： 部署名：
○	景観計画の区域 （景観法第8条第1項）	内 ・ 外		方法： 部署名：
○	景観協定の区域 （景観法第81条第1項）	内 ・ 外		方法： 部署名：
○	建築協定の区域 （建築基準法第69条）	内 ・ 外		方法： 部署名：

2. 災害配慮基準への適合状況

	認定制限のある区域	区域の内外	確認方法 （方法と担当部署名）
○	地すべり防止区域 （地すべり等防止法第3条第1項）	外	方法： 部署名：
○	急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）	外	方法： 部署名：
○	土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）	外	方法： 部署名：
○	・災害危険区域 （建築基準法第39条第1項） （紀宝町鮒田、高岡及び大里地区のみ）	外	方法： 部署名：

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の書面をもって代えることができます。

（参考様式（C様式））

長期優良住宅認定申請　各種基準確認書

三重県が所管する区域に建築するものを本確認書の対象とします。
県内の県以外の所管行政庁が所管する建築物の基準は各所管行政庁にご確認ください。
※本様式の記載項目は一例であり、審査において、他の事項の追記(配置図に区域を記載等)をお願いすることがあります。

0. 確認対象建築物

申請者氏名	三重　太郎
建築物の所在地	三重県〇〇市□□1－1－1

認定申請書と同じとする。

1. 居住環境基準への適合状況

	認定制限のある区域	区域の内外	許可番号等	確認方法 （方法と担当部署名）
○	都市計画施設の区域 （都市計画法第4条第6項）	外		方法：窓口 部署名：〇〇市都市計画課
○	地区計画の区域 （都市計画法第4条第9項）	内 ・ 外	許可番号　第・・・・・・号	方法：窓口 部署名：〇〇市都市計画課
○	景観計画の区域 （景観法第8条第1項）	内 ・ 外	区域内であるが基準対象外	方法：電話 部署名：〇〇市景観計画課
○	景観協定の区域 （景観法第81条第1項）	内 外		方法：電話 部署名：〇〇市景観計画課
○	建築協定の区域 （建築基準法第69条）	内	確認済証番号　第　　号	方法：電話 部署名：〇〇建設事務所建築開発課

区域内の場合、認定不可

確認方法は、確認する部署により異

許可証等がある場合はその写しを添付

2. 災害配慮基準

	認定制限のある区域	区域の内外	確認方法 （方法と担当部署名）
○	地すべり防止区域 （地すべり等防止法第3条第1項）	外	方法：窓口 部署名：〇〇建設事務所管理課
○	急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1	外	方法：電話・FAX 部署名：〇〇建設事務所管理課
○	土砂災害特別警 （土砂災害警戒区 害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）	外	方法：HP 部署名：HPにて確認
○	・災害危険区域 （建築基準法第39条第1項） （紀宝町鮒田、高岡及び大里地区のみ）	外	方法：窓口 部署名：紀宝町基盤整備課

区域内の場合、認定不可

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の書面をもって代えることができます。